

第9日

令和7年12月12日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

議事に入ります前に、9番鹿毛議員より、9日の一般質問の際の発言について訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。9番鹿毛議員。

○9番（鹿毛哲也君） おはようございます。早朝より御迷惑をおかけいたしました。12月9日、私の一般質問の小石原川の災害対策についての（1）旧堰撤去と河川整備についての中で、牛木の堤防が決壊したと発言いたしましたが、正しくは越水の間違いでした。また、その先の千代丸のほうも決壊しておりましたと発言いたしましたが、これも正しくは越水の間違いでした。訂正しておわび申し上げます。すみませんでした。

○議長（小島清人君） ただいま9番鹿毛議員の発言のとおり、訂正することについては議長において許可をいたします。

それでは、議事に入ります。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案4件の送付を受けましたので、これを上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

まず、第108号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、人事院勧告に伴う市議会議員、職員等の給与等の改定及び人事異動に伴う人件費等に要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億519万5,000円を追加し、予算総額を469億6,140万4,000円といたしました。

第109号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、人事院勧告に伴う職員等の給与等の改定及び人事異動に伴う人件費に要する経費について補正するものであります。

次に、第110号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市議会議員及び市長等の期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

最後に、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じた職員の給与の改定及び会計年度任用職員の期末勤勉手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いします。

午前10時5分休憩

---

午前10時6分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第24号専決処分の報告について(工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第25号専決処分の報告について(工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第26号専決処分の報告について(学校管理下の事故による損害賠償)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第91号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案工事請負契約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案工事請負契約の締結について（農地・農業用施設（畑・道路・水路））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案工事請負契約の締結について（農業用施設（ため池））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案工事請負契約の締結について（菱野地区土砂置場）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第107号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

続いて、議案書（2）をお開きください。

次に、第108号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第109号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第110号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第91号議案及び第108号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時17分散会